

組合員各位

2021公告第6号

2021年8月26日

愛知県豊田市若宮町2丁目66番地
豊田グランドビル2F
トヨタ関連部品健康保険組合
理事長 長谷川 裕丞



組合規約の一部変更について

当健康保険組合規約の一部及び組合会会議規則の一部が、別紙のとおり変更になりますのでお知らせします。

以上

新旧条文対照表

新	旧
<p>(互選議員の選挙の管理)</p> <p>第11条 互選議員の選挙においては、選挙長をおこななければならない。この場合において、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者を置かなければならない。</p> <p>2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。</p> <p>3 選挙長は、選挙の開閉、開票の管理及び当選人の決定、その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。</p> <p>4 投票管理者は、投票の開閉その他投票の管理を行う。</p> <p>5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれに署名しなければならない。</p> <p>ただし、第10条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、この限りではない。</p> <p>(当選人)</p> <p>第12条 選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。</p> <p>ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の、6分の1以上の得票がなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第10条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては当該議員候補者をもって当選人とする。</p> <p>(会議録の作成)</p> <p>第20条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1)開会の日時及び場所</p> <p>(2)議員の定数</p> <p>(3)出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに表決委任をした議員の氏名・人数、及び委任を受けた議員の氏名。</p> <p>(4)議事の要領</p> <p>(5)議決した事項及びその賛否の数</p> <p>2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。</p> <p>(1)会議システムで組合会を開催した旨</p> <p>(2)会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨</p>	<p>(互選議員の選挙の管理)</p> <p>第11条 互選議員の選挙においては、選挙長をおこななければならない。この場合において、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者を置かなければならない。</p> <p>2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。</p> <p>3 選挙長は、選挙の開閉、開票の管理並びに当選人の決定、その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。</p> <p>4 投票管理者は、投票の開閉その他投票の管理を行う。</p> <p>5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれに署名しなければならない。</p> <p>ただし、第10条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、この限りではない。</p> <p>(当選人)</p> <p>第12条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。</p> <p>ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の、6分の1以上の得票がなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第10条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては当該議員候補者をもって当選人とする。</p> <p>(会議録の作成)</p> <p>第20条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1)開会の日時及び場所</p> <p>(2)議員の定数</p> <p>(3)出席した互選議員の氏名、数、選定議員の氏名、数、書面をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、数、並びに表決委任をした議員の氏名、数、及び委任を受けた議員の氏名。</p> <p>(4)議事の要領</p> <p>(5)議決した事項及びその賛否の数</p> <p>2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。</p> <p>(1)会議システムで組合会を開催した旨</p> <p>(2)会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨</p>

新旧条文対照表

新	旧
<p>(3)システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨 (4)会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所</p> <p>3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。</p> <p>4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。 ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。</p> <p>(理事、理事長及び監事の選挙)</p> <p>第25条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。 ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。</p> <p>(施設の利用等)</p> <p>第49条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。</p> <p>2 この組合において、保健事業として実施する被保険者および被扶養者への補助の方法及び額は、組合会の議決を経て別に定める。</p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第55条 準備金は、次の各号に定める方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号方法により、保有しなければならない</p> <p>(1)郵便貯金</p> <p>(2)臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</p> <p>(3)公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)</p> <p>(4)国債又は地方債</p> <p>(5)政府保証債又は金融債</p>	<p>(3)システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨 (4)会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所</p> <p>3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。</p> <p>4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。 ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。</p> <p>(理事、理事長及び監事の選挙)</p> <p>第25条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。</p> <p>(施設の利用等)</p> <p>第49条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。</p> <p>2 この組合において、保健事業として実施する被保険者および被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。</p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第55条 準備金は、次の各号に定める方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号方法により、保有しなければならない</p> <p>(1)銀行への預金もしくは郵便貯金</p> <p>(2)信託業務を営む銀行または信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</p> <p>(3)公社債投資信託の受益証券の取得(外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)</p> <p>(4)国債証券または地方債証券の取得</p> <p>(5)特別の法律により法人の発行する債券で、その債権に係る債務を政府が保証しているもの、または金融機関の発行する債券の取得</p>

新旧条文対照表

新	旧
<p>(6) <u>担保付社債</u></p> <p>(7) <u>抵当証券</u></p> <p>(8) <u>コマーシャルペーパー</u></p> <p>(9) <u>社会保険診療報酬支払基金への委託金</u></p> <p>(10) <u>健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金</u></p> <p>(11) <u>法第150条の規定による施設である土地及び建物</u></p>	<p>(6) 償還及び利子の支払いの遅滞のない物上担保付または一般担保付の社債の取得</p> <p>(7) 抵当証券の取得</p> <p>(8) コマーシャルペーパーの取得</p> <p>(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</p> <p>(10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金</p> <p>(11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費に係る貸付事業に対する出資金</p> <p>(12) 法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、令和3年9月1日から施行する。</p>	